

2012年9月13日

(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策に関することに係る個人情報  
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから  
収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及  
び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2012年9月4日付けで諮問（第515号）された農業行政の調査及び企画並びに  
農業振興対策に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本  
人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及  
び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外ものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通

知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市では、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、昭和48年9月に藤沢農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定し現在に至っている。整備計画は農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、市の農業施策の根幹をなす重要な計画で、各事業はこれに基づいて実施している。

農振法では、農業振興地域についておおむね5年に一度整備計画に関する基礎調査を現況及び将来の見通しについて行うものとされており、基礎調査の結果により必要が生じたときは遅滞なく整備計画を変更しなければならないとされている。

基礎調査の方法については国が定めた農業振興地域制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では次の内容を参考に行うことが望ましいとしている。

① 基礎資料収集                      ② 整備計画策定調査

また、ガイドラインでは整備計画の管理においても農用地区域内にある土地の利用に関する農業者の意向等を調査することとなっている。

このことから基礎調査の実施や整備計画の管理においてアンケート調査（農家意向調査）を実施しなければ資料の整備や意向等の確認が出来ないので、当該アンケート調査（農家意向調査）を実施するために農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名を収集し利用することについて諮問するものである。

(2) 収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報

農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名。約1,600人分

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することの必要性について

このアンケート調査（農家意向調査）は農家を対象とするものであるが、農家の個人情報については農業水産課で保有しておらず、アンケート調査（農家意向調査）を実施できないと整備計画の作成に農業者の意向等が反映できないので、農業行政に著しい支障が生じるため、当該アンケート調査（農家意向調査）の対象者について、農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名を収集し利用するものである。

(4) 個人情報を目的外に利用する方法

農業委員会においてコンピュータ処理により農地基本台帳の情報を管理する農地情報管理システムから経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名を抽出

した宛名ラベルを利用する。宛名ラベルは滞りなくアンケート調査（農家意向調査）の実施に使用するものだが、使用するまでの期間は農業水産課において鍵つきのファイリングキャビネットに保管する。

- (5) 個人情報をも本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

アンケート調査（農家意向調査）の対象者は約1,600人おり、目的外のために利用する個人情報の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略したい。

なお、アンケート調査（農家意向調査）票にはアンケートの目的及び農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名を目的外に利用したことを明示することとする。

- (6) 実施時期

2012年（平成24年）9月13日以降

- (7) 提出資料

資料1 個人情報取扱事務届出書

資料2 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

資料3 農業振興地域制度に関するガイドライン（抜粋）

資料4 農家意向調査

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

アンケート調査（農家意向調査）は農家を対象とするものだが、農家の個人情報については農業水産課で保有しておらず、アンケート調査（農家意向調査）を実施できないと整備計画の作成に農業者の意向等が反映できないので、農業行政に著しい支障が生じるため、当該アンケート調査（農家意向調査）の対象者について、農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名を収集し利用する必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的

外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、アンケート調査（農家意向調査）の対象者は約1,600人おり、目的外のために利用する個人情報の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるとのことである。

なお、実施機関では、アンケート調査（農家意向調査）票に、アンケートの目的及び農業委員会が保有する農地基本台帳の情報のうち経営面積が1,000㎡以上の経営主の住所、氏名を目的外に利用したことを明示するとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上